

平成27年12月議会

第2委員会報告資料

	ページ
1 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の策定について	・・・1

こども未来局

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の策定について

1 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）について

男女共同参画社会の実現を目指して、福岡市男女共同参画を推進する条例に基づき策定する、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画。

(1) 計画期間：平成28年度～平成32年度（第3次）

(2) スケジュール

平成27年7月～9月 福岡市男女共同参画審議会による審議

12月 議会報告

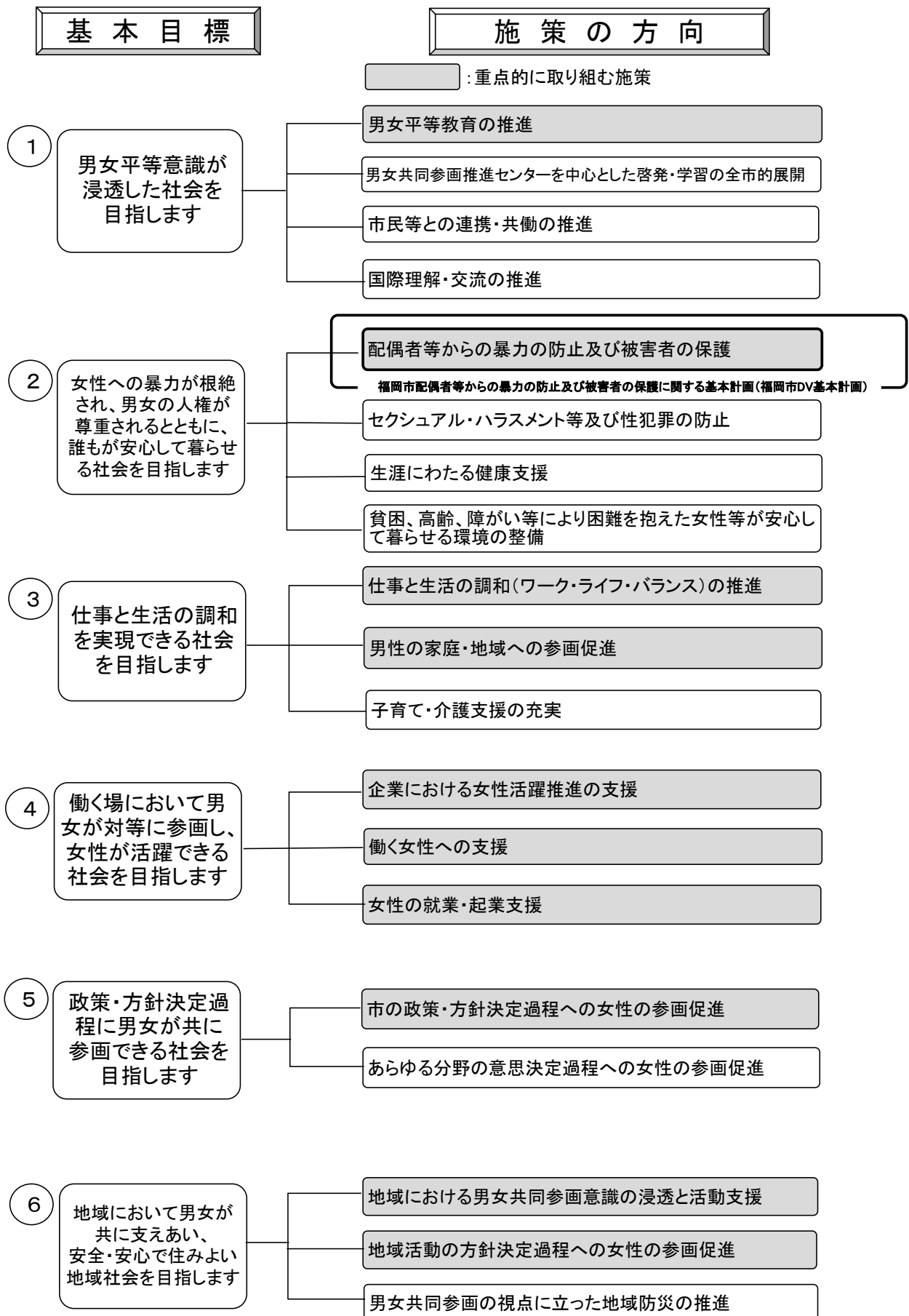
平成28年1月～2月 パブリック・コメント手続きの実施

3月 福岡市男女共同参画審議会から答申・計画策定

2 福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画 （福岡市DV基本計画）（第2次）について

福岡市男女共同参画基本計画中、基本目標2の「施策の方向1：配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」の部分で、「福岡市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（福岡市DV基本計画）（第2次）」として位置付ける。

3 福岡市男女共同参画基本計画（第3次）の体系（案）



参考：福岡市男女共同参画基本計画（第3次）原案から抜粋

基本目標2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します

施策の方向1：配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者等からの暴力（DV）を防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を進めるとともに、相談窓口の周知を図ります。また、配偶者暴力相談支援センターをはじめとする関係機関が連携して相談対応、保護、自立支援まで被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の内容
配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発	<ul style="list-style-type: none">●配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を深め、暴力を防止するため、様々な機会をとらえて意識啓発を進めます。●被害者の早期発見・早期対応につなげるよう相談窓口の周知を図ります。●<u>配偶者等からの暴力による被害者・加害者を生まないために、子どもの発達段階に応じた教育に取り組みます。</u>●国、自治体、民間団体が行う被害者支援及び加害者対策等の取組について調査、情報収集を行います。
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none">●被害者にとって身近な相談機関として、配偶者暴力相談支援センターや各区保健福祉センター、男女共同参画推進センター・アミカスなどの機関が連携し、複雑かつ多岐にわたる相談に対応するよう相談体制の充実を図ります。●被害者の状況が深刻にならないよう、被害者を発見しやすい立場にある機関・団体に対して配偶者等からの暴力についての理解を促進し、連携して被害者の早期発見に努めます。●<u>配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもについて、こども総合相談センターなどの関係機関と連携して対応します。</u>●<u>在住外国人の被害者に対し通訳を派遣するなど、民間団体と連携して被害者支援を充実します。</u>●<u>高齢や障がいのある被害者に対し、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの関係機関と連携して対応します。</u>

	<ul style="list-style-type: none"> ●相談や支援にかかわる職員に対して研修を行い専門性の向上を図るとともに、二次被害（被害者に対する不適切な対応により被害者がさらに傷つくこと）を防止し、被害者の立場に立った相談対応に取り組みます。 ●<u>相談員のメンタルヘルスに配慮します。</u>
保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者の安全確保を最優先し、配偶者等からの暴力による危険が急迫している被害者及び同伴の子どもに対して、適切な一時保護を行います。 ●安全確保及び一時保護にあたっては、県や警察と連携して対応します。 ●シェルターを運営する民間支援団体の活動を支援します。
被害者の自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ●被害者及び同伴の子どもが安全で安心して生活できるよう、住居、就業、法的制度、心理的ケア等の施策について情報提供や支援を行います。 ●市営住宅、児童福祉、母子父子寡婦福祉、医療保険、年金、生活保護等の各種制度を適切に活用して被害者の自立を支援します。 ●被害者やその家族、支援者等の関係者の安全を図るため、被害者に関する情報管理を徹底します。
関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ●相談や支援に関わる国、県、民間団体及び市の関係各課による連絡会議や情報交換等を行い、被害者支援のための連携を進めます。 ●<u>子どもに対する支援にあたっては、要保護児童支援地域協議会との連携を図ります。</u>

※アンダーラインは、今回追加した項目